

相模原市産業集積促進条例の改正(案)の概要について

1 改正の趣旨

本市は、企業立地等の促進、市民の雇用機会の創出及び拡大並びに工業用地の保全活用を目的として、相模原市産業集積促進条例(平成17年相模原市条例第56号。以下「条例」という。)を制定し、様々な奨励措置を行いながら、戦略的な企業誘致を進めてきました。

条例は令和2年3月31日で失効するところですが、引き続き、本市の産業集積基盤の強化及び持続可能な都市経営に資するとともに、次代の産業を見据え、戦略的な企業誘致が必要であることから、適用期間を延長するとともに、現行の奨励措置を見直すために、条例の改正を行うものです。

2 主な改正の内容

(1) 重点リーディング産業の廃止

本市経済をけん引し、強固な産業集積基盤の形成を更に推し進める産業として定めるリーディング産業について、本市の産業構造との親和性があり、将来性が見込まれるロボット産業及び航空宇宙産業の2つに絞り、積極的に誘致を行うとともに、重点的に立地の促進を強化する重点リーディング産業(現在は、ロボット産業及びこれに関連する産業を規定)を廃止します。

(2) 奨励金の算定基準の改正

ア 土地取得奨励金及び建物建設奨励金の算定基準については、リーディング産業に該当する企業に対する補助額を土地又は家屋に係る投下資本額の10%以内の額から20%以内の額に引き上げる改正を行います。

イ 雇用奨励金の算定基準については、就職氷河期世代の雇用を支援するため、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第110条第11項に規定する助成金の対象労働者を新たに雇用した場合に、助成金対象従業員30人を上限として、1人につき600千円を交付することとします。

また、現行制度で算定の対象としている新規雇用従業員については、新規雇用従業員30人を上限として、1人につき最大1,100千円(新規雇用従業員が女性の場合にあっては、1人につき最大1,300千円)から、1人につき500千円(新規雇用従業員が女性の場合にあっては、1人につき700千円)に減額する改正を行います。

(3) 奨励措置の適用要件に係る規定の改正

ア 不均一課税及び建物建設奨励金の適用要件の見直しに伴い、工業系地区計画区域内企

業への適用を廃止します。

イ 市外に所在する企業が市内へ工場等を立地すること及び本社機能を市外から市内へ移転することを促進するため、本社移転加算金を廃止し、土地取得奨励金及び建物建設奨励金の適用要件に、市内に工場等を有しない市外の企業等で初めて市内に立地する場合及び企業が本社を市外から市内へ移転する場合を追加する改正を行います。

3 今後のスケジュール

令和元年 12月10日から

パブリックコメント(意見募集)の実施

令和2年 1月16日まで

2月

市議会3月定例会議に改正条例案を提出

4月 1日

改正条例の施行